clarion

第78回 定時株主総会 招集ご通知

日時	2018年6月22日(金曜日) 午前10時
場所	東京都文京区後楽一丁目3番61号 東京ドームホテル 地下1階「オーロラ」 末尾の会場ご案内図をご参照下さい。

証券コード: 6796

株主の皆様へ

執行役会長
川本 英利

執行役社長兼CEO
川端 敦

株主の皆様には、日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第78回定時株主総会を2018年6月22日（金）に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。第78期（2017年4月1日から2018年3月31日まで）の概況及び株主総会の議案についてご説明申し上げますので、ご高覧下さいますようお願い申し上げます。

また、2018年5月8日開催の当社取締役会におきまして、1株当たり金2円の期末配当実施の決議を行いましたので、配当金をお受け取り下さいますようお願い申し上げます。

2018年6月

企業理念

基本理念

クラリオンは、音と情報と人間のより良きつながりを追求し、価値ある商品を生みだすことにより、豊かな社会づくりに寄与します。

経営姿勢

- 優れた製品とサービスを提供し、お客様に満足と喜びをおくる。
- 独自の発想と技術により、新たな価値を創造する。
- 個々の人間性と能力を尊重し、自由闊達な風土を作る。
- 人と社会と自然の調和を図り環境維持につとめる。
- 地域社会の発展のために、企業市民としての責任を全うする。
- 適正な利潤の確保により、継続的な成長を果たす。

行動指針

私たちは、

- 常に勇気を持って自らを革新し、高い目標に“挑戦”します。
- 常に新しい価値を生みだす夢と感動を“創造”します。
- 常に人々の信頼に応えるために、“誠意”を尽くします。

証券コード　6796
2018年６月１日

株　主　各　位

埼玉県さいたま市中央区新都心７番地２
クラリオン株式会社
執行役社長兼ＣＥＯ　川　端　　敦

第78回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第78回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2018年６月21日（木曜日）午後５時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1．日　　　時　　2018年６月22日（金曜日）午前10時
2．場　　　所　　東京都文京区後楽一丁目３番61号
　　　　　　　　東京ドームホテル　地下１階　「オーロラ」
　　　　　　　　（末尾の会場ご案内図をご参照下さい。）
3．**目的事項**
　　報告事項　1．第78期（2017年４月１日から2018年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件
　　　　　　　　2．第78期（2017年４月１日から2018年３月31日まで）計算書類報告の件
　　決議事項
　　　　第１号議案　株式併合の件
　　　　第２号議案　定款一部変更の件
　　　　第３号議案　取締役６名選任の件
4．**議決権の行使等についてのご案内**
　　次頁【議決権の行使等についてのご案内】をご参照下さい。

以　上

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレスhttp://www.clarion.com）に掲載させていただきます。
◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結持分変動計算書」、「連結計算書類の連結注記表」、「計算書類の株主資本等変動計算書」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第13条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレスhttp://www.clarion.com）に掲載しておりますので、後記の連結計算書類及び計算書類には記載しておりません。従って、後記の連結計算書類及び計算書類は、監査委員会又は会計監査人が監査報告又は会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。
◎本総会の結果は、上記当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権の行使等についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使することができます。

株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を**会場受付にご提出**下さい。

日 時　2018年６月22日（金曜日）午前10時（受付開始：午前９時）

場 所　東京ドームホテル　地下１階　「オーロラ」

（末尾の会場ご案内図をご参照下さい。）

郵送で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、下記の行使期限までに到着するようご返送下さい。

行使期限　2018年６月21日（木曜日）午後５時30分到着分まで

議決権行使書のご記入方法

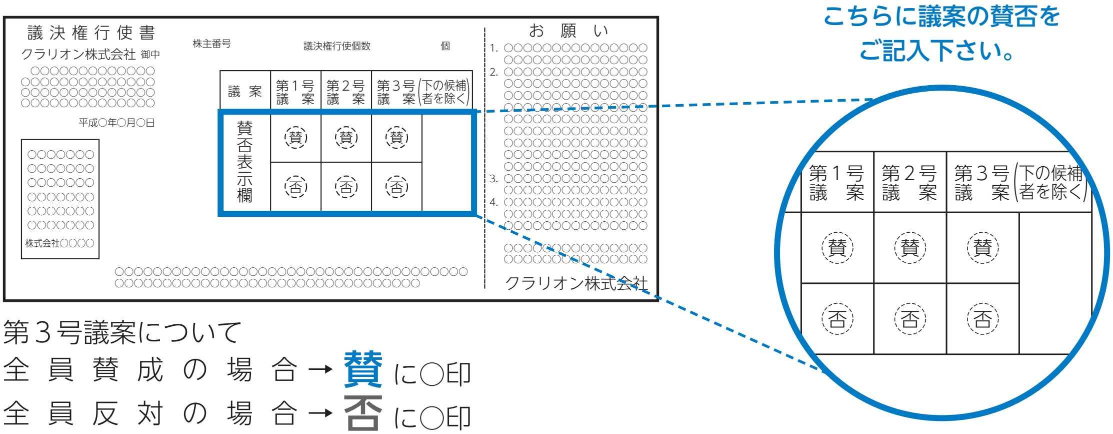

第３号議案について

全員賛成の場合 → **賛** に○印

全員反対の場合 → **否** に○印

一部候補者に反対の場合 → **賛** に○印をし、反対する候補者番号を隣の空欄に記入

インターネットで議決権を行使される場合

議決権行使ウェブサイト（https://www.tosyodai54.net）において、下記の行使期限までに議決権を行使して下さい。

行使期限　2018年６月21日（木曜日）午後５時30分まで

議決権の行使に関する事項

① 書面による議決権の行使において議案に賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱わせていただきます。
② 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
③ インターネットによって、複数回数、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

① 議決権行使ウェブサイトについて
ア．インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話（ｉモード、EZweb、Yahoo！ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使ウェブサイト（https://www.tosyodai54.net）にアクセスし、ご利用いただくことによってのみ実施可能です。
※「ｉモード」は㈱ＮＴＴドコモ、「EZweb」はＫＤＤＩ㈱、「Yahoo！」は米国Yahoo！Inc.、「Yahoo！ケータイ」はソフトバンク㈱の商標又は登録商標です。
イ．パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、議決権行使サイトにおけるインターネットによる議決権行使ができない場合もございますので、その旨ご了承下さい。
ウ．携帯電話による議決権行使は、ｉモード、EZweb、Yahoo！ケータイのいずれかのサービスがご利用可能であることが必要です。同サービスが利用可能な場合でも、セキュリティ確保のため暗号化通信（ＳＳＬ通信）及び携帯電話情報送信が可能な機種にのみ対応しておりますので、携帯電話の機種によってはご利用いただけない場合がございますのでご了承下さい。
② インターネットによる議決権行使方法について
議決権行使ウェブサイト（https://www.tosyodai54.net）において、議決権行使書用紙の「お願い」欄に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力下さい。
③ 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用について
議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合はパケット通信料その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

以　上

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先

株主名簿管理人：東京証券代行株式会社
フリーダイヤル　0120－88－0768
受付時間　土日を含む午前９時～午後９時

株主総会参考書類

第１号議案　株式併合の件

１．株式併合を行う理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、上場する国内会社の普通株式の売買単位を100株に統一することをめざしており、その移行期限は2018年10月１日までとされています。

当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（５万円以上50万円未満）にすることを目的として、株式の併合を行うものであります。

２．株式併合の内容

（１）併合する株式の種類及び割合

当社普通株式について、５株を１株に併合いたしたいと存じます。

なお、株式併合の結果、１株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主の皆様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

（２）本株式併合の効力発生日

2018年10月１日

（３）効力発生日における発行可能株式総数

90,000,000株

（注）株式併合により、発行済株式総数が５分の１に減少することとなりますが、純資産等は変動しませんので、１株当たりの純資産額は５倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、株主様がお持ちの当社株式の資産価値に変動はありません。

第２号議案　定款一部変更の件

1．提案の理由

（1）現行定款第６条（発行可能株式総数）の変更につきましては、第１号議案「株式併合の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、会社法第182条第２項の定めにより、株式併合の効力発生日である2018年10月１日に変更されたものとみなされます。

（2）当社株式の売買単位を100株に変更するため、現行定款第７条（単元株式数）に規定する単元株式数を、1,000株から100株に変更するものであります。

（3）株主の皆様の株式売買における利便性を高めるため、会社法第194条に規定する単元未満株式の買増制度を導入いたしたく、定款第８条（単元未満株式の買増し）を新設し、これに伴う所要の変更を行うものであります。

（4）条文の新設に伴い、現行定款第８条以下を１条ずつ繰り下げるものであります。

（5）上記（2）から（4）の変更の効力は、第１号議案の株式併合の効力発生日をもってする旨の附則を設けるものであります。

2．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分であります。）

現　行　定　款	変　更　案
第２章　株　式	第２章　株　式
第６条（発行可能株式総数） 当会社の発行可能株式総数は、<u>４億５千万株</u>とする。	第６条（発行可能株式総数） 当会社の発行可能株式総数は、<u>９千万株</u>とする。
第７条（単元株式数） 当会社の単元株式数は、<u>1,000</u>株とする。	第７条（単元株式数） 当会社の単元株式数は、<u>100</u>株とする。
（新設）	<u>第８条（単元未満株式の買増し）</u> <u>当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当会社に請求することができる。</u>
第<u>８</u>条（株主名簿管理人） （条文省略）	第<u>９</u>条（株主名簿管理人） （現行どおり）

（下線は変更部分であります。）

現　行　定　款	変　更　案
第９条（株式取扱規程） 　当会社の株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式又は新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等及び手数料については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会に委任された執行役が定める株式取扱規程による。	第10条（株式取扱規程） 　当会社の株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り及び買増し、その他株式又は新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等及び手数料については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会に委任された執行役が定める株式取扱規程による。
第10条（基準日）から第36条（期末配当金の除斥期間）まで （条文省略）	第11条（基準日）から第37条（期末配当金の除斥期間）まで （現行どおり）
（附則） 第１条 　この定款の変更は、決議の日より施行する。	（附則） 第１条 　第７条、第８条及び第10条の規定は、2018年10月１日より効力を生じるものとする。
第２条 （条文省略）	第２条 （現行どおり）

第３号議案　取締役６名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（８名）は任期満了となります。指名委員会の決議に基づき、取締役会の機動性・透明性・客観性のさらなる向上を図るため、２名減員し、取締役６名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏　名	現在の当社における地位及び担当	
1	川本英利	取締役　代表執行役　執行役会長　指名委員長	再任
2	川端　敦	取締役　代表執行役　執行役社長兼ＣＥＯ　報酬委員長	再任
3	藤村一路	取締役　監査委員	再任
4	溝口稚佳子	社外取締役　監査委員　報酬委員	再任　社外　独立
5	上條正仁	社外取締役　指名委員　監査委員	再任　社外　独立
6	岡田裕之	社外取締役　監査委員長	再任　社外　独立

〈ご参考〉

【取締役候補者の選任を行うに当たっての方針と手続】

当社の取締役は、優れた人格、見識、能力及び豊富な経験とともに、高い倫理観を有している者とし、性別、年齢、国籍、技能その他取締役会の構成に関し検討し、取締役候補者の選定において多様性に配慮しております。

取締役候補者の選任については、指名委員会にて、株主総会に提出する取締役の選任に関する議案の内容を決定しております。

【取締役会全体の知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方】

当社の取締役会は、法令、定款及び取締役会規程の定めるところにより、クラリオングループ全体の経営基本方針の決定と業務執行を監督しております。取締役会は優れた人格、見識、能力及び豊富な経験とともに、高い倫理観を有する者により構成され、定款の定めに従い取締役会の機動性を保全するために９名以内としております。また、社外の企業経営経験者や必要とされる外部の知見を有する者による意見を、経営方針に反映させるために、社外取締役を選任しております。

候補者番号 1　川本（かわもと）　英利（ひでとし）（1953年10月13日生）

所有する当社の株式の数
116,000株

再任

略歴（地位及び担当並びに重要な兼職の状況）

1980年４月　当社入社
2001年５月　当社ＯＥＭ営業本部長
2005年４月　当社グローバル調達本部長
2007年４月　当社経営戦略室本部長
2009年４月　当社マーケティング本部長
2010年４月　日立オートモティブシステムズ㈱営業本部副本部長
2010年６月　当社取締役
2011年４月　日立オートモティブシステムズ㈱営業統括本部副本部長
2011年10月　Hitachi Automotive Systems Asia, Ltd. 取締役会長
2012年６月　当社常務取締役
2013年４月　Hitachi Automotive Systems Asia, Ltd. 取締役会長兼社長
2013年８月　当社事業構造改革担当
2014年４月　当社代表取締役　取締役社長兼ＣＯＯ
2016年６月　当社取締役　代表執行役　執行役社長兼ＣＯＯ
2017年４月　当社取締役　代表執行役　執行役会長兼ＣＥＯ
2018年４月　当社取締役　代表執行役　執行役会長（現任）

【取締役候補者とする理由】

当社の営業部門等の業務執行者として経営に携わり、豊富な経験と実績を有しております。また、2017年４月からは執行役会長兼ＣＥＯとして、2018年４月からは執行役会長として当社経営を担っております。引き続き、取締役会の構成員として情報の共有化をはかり、また、豊富な経験と実績を活かして取締役会の意思決定機能を強化することが期待されるため、取締役候補者といたしました。

候補者番号 2　川端（かわばた）　敦（あつし）（1957年７月１日生）

所有する当社の株式の数
5,000株

再任

略歴（地位及び担当並びに重要な兼職の状況）

1983年４月　㈱日立製作所入社
2007年10月　同社電機グループ交通システム事業部主管技師長
2009年10月　同社機械研究所長
2011年４月　同社交通システム社ＣＴＯ兼交通システム事業部副事業部長兼新事業開発推進本部長
2012年５月　日立オートモティブシステムズ㈱取締役ＣＴＯ
2013年４月　同社取締役ＣＴＯ兼技術開発本部長
2013年６月　当社社外取締役
2015年４月　日立オートモティブシステムズ㈱常務取締役ＣＴＯ兼技術開発本部長
2016年４月　同社常務執行役員ＣＴＯ兼技術開発本部長
2017年４月　当社代表執行役　執行役社長兼ＣＯＯ
2017年６月　当社取締役　代表執行役　執行役社長兼ＣＯＯ
2018年４月　当社取締役　代表執行役　執行役社長兼ＣＥＯ（現任）

【取締役候補者とする理由】

㈱日立製作所及び関係会社において開発部門等の業務執行者として経営に携わり、豊富な経験と実績を有しております。また、2017年４月からは執行役社長兼ＣＯＯとして、2018年４月からは執行役社長兼ＣＥＯとして当社経営を担っております。引き続き、取締役会の構成員として情報の共有化をはかり、また、豊富な経験と実績を活かして取締役会の意思決定機能を強化することが期待されるため、取締役候補者といたしました。

候補者番号 3 藤村（ふじむら） 一路（かずみち） (1954年11月12日生)

所有する当社の株式の数 0株

再任

略歴（地位及び担当並びに重要な兼職の状況）

1978年４月　㈱日立製作所入社
2003年８月　同社オートモティブシステムグループ財務統括部長
2004年４月　同社オートモティブシステムグループ第一事業本部事業企画本部長
2009年７月　日立オートモティブシステムズ㈱取締役財務本部長
2010年６月　当社監査役
2011年４月　日立オートモティブシステムズ㈱常務取締役財務本部長
2013年４月　同社専務取締役財務本部長
2015年６月　当社取締役（現任）
2016年４月　日立オートモティブシステムズ㈱取締役専務執行役員財務本部長
2017年４月　同社取締役専務執行役員ＣＦＯ
2018年４月　同社取締役（現任）

【取締役候補者とする理由】

㈱日立製作所及び関係会社の財務部門の業務執行者として経営に携わり、豊富な経験と実績を有しております。また、日立グループの経営理念の共有とシナジーの追求により、取締役会の意思決定機能を強化することが期待されるため、取締役候補者といたしました。

候補者番号 4 溝口（みぞぐち） 稚佳子（ちかこ） (1962年９月７日生)

所有する当社の株式の数 1,000株

再任　社外　独立

略歴（地位及び担当並びに重要な兼職の状況）

1991年10月　司法試験合格
1994年４月　司法修習修了
1994年４月　裁判官任官
2006年１月　弁護士登録（第一東京弁護士会）
　　　　　　谷川八郎法律事務所入所
2016年６月　当社社外取締役（現任）
2016年７月　たけ法律事務所開設（現任）

【社外取締役候補者とする理由】

長年にわたる裁判官及び弁護士としての専門的な知見及び豊富な経験を有しており、独立した立場から法務、コンプライアンスを中心に当社の経営に対する監督や経営全般にかかわる業務執行プロセスの適法性を監督することができるものと判断いたしました。同氏は、直接会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により職務を適切に遂行できるものと判断したため、社外取締役候補者といたしました。

候補者番号5　上條　正仁（かみじょう　まさひと）（1954年７月12日生）

所有する当社の株式の数　2,000株

再任　社外　独立

略歴（地位及び担当並びに重要な兼職の状況）

1977年４月　㈱協和銀行（現㈱りそな銀行）入社
2003年６月　㈱埼玉りそな銀行執行役員リスク統括部担当兼人事部長
2005年６月　同行常務執行役員埼玉東地域営業本部長
2006年６月　同行代表取締役兼常務執行役員営業サポート本部長兼資金証券部担当
2007年６月　㈱りそな銀行専務執行役員ソリューションサポート部担当
2008年６月　同行取締役兼専務執行役員コーポレートビジネス部担当
2009年６月　㈱埼玉りそな銀行代表取締役社長、㈱りそなホールディングス執行役グループ戦略部（埼玉りそな銀行経営管理）担当
2014年４月　㈱埼玉りそな銀行取締役会長
2016年６月　当社社外取締役（現任）

（重要な兼職の状況）

伯東㈱社外取締役

【社外取締役候補者とする理由】

グローバルな金融ビジネスにおいて、組織のマネジメントに長年携わり、また、金融機関の経営者として経営に関する高い見識を有していることから、その豊富な経験と知見を活かし、当社の経営全般に関する業務執行全体の妥当性を監督することができるものと判断したため、社外取締役候補者といたしました。

候補者番号6　岡田　裕之（おかだ　ひろゆき）（1955年11月11日生）

所有する当社の株式の数　1,000株

再任　社外　独立

略歴（地位及び担当並びに重要な兼職の状況）

1979年４月　㈱日立製作所入社
2009年１月　同社オートモティブシステムグループ事業構造改革推進本部部長
2010年９月　日立オートモティブシステムズ㈱財務本部佐和経理部長
2012年４月　Hitachi Automotive Systems Americas, Inc. 上級副社長兼ＣＦＯ
2014年11月　日立金属㈱財務センター副センター長
2015年４月　同社執行役　最高財務責任者兼財務センター長兼情報システムセンター長
2016年１月　同社執行役　最高財務責任者兼財務本部長兼情報システム本部長
2016年４月　同社執行役常務　最高財務責任者兼財務本部長兼情報システム本部長
2017年４月　同社嘱託
2017年６月　当社社外取締役（現任）

【社外取締役候補者とする理由】

㈱日立製作所及び関係会社において財務部門の業務執行者として経営に携わり、豊富な経験と実績を有しております。また、最高財務責任者を務めるなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。豊富な経験と実績を活かし、当社の経営全般に関する業務執行全体の妥当性を監督することができるものと判断したため、社外取締役候補者といたしました。

(注) 1．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2．㈱日立製作所は、当社の親会社であり、親会社及びその子会社の業務執行者である候補者及び過去５年間に業務執行者であった候補者の親会社及びその子会社における地位及び担当は略歴に記載のとおりであります。
3．溝口稚佳子氏、上條正仁氏及び岡田裕之氏は、社外取締役候補者であります。
4．岡田裕之氏は、過去５年以内において当社の特定関係事業者であるHitachi Automotive Systems Americas, Inc. 及び日立金属㈱の業務執行者でありました。
5．岡田裕之氏は、過去２年以内において当社の特定関係事業者である日立金属㈱から使用人としての報酬等を受領しておりました。
6．溝口稚佳子氏及び上條正仁氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役の在任期間は、本株主総会終結の時をもって２年となります。また、岡田裕之氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役の在任期間は、本株主総会終結の時をもって１年となります。
7．当社は、溝口稚佳子氏及び上條正仁氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、各氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。また、岡田裕之氏の再任が承認された場合は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員とする予定であります。
8．当社は藤村一路氏、溝口稚佳子氏、上條正仁氏及び岡田裕之氏との間で会社法第427条第１項の責任限定契約を締結しております。当社は各氏の再任が承認された場合は、各氏との間の当該契約を継続する予定であります。
その責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。
・当該取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額を限度としてその責任を負う。
・上記の責任限定が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務の執行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
9．本議案が承認された場合、委員会の構成については以下を予定しております。
指名委員会：川端　敦、上條正仁、岡田裕之
監査委員会：岡田裕之、溝口稚佳子、上條正仁
報酬委員会：川端　敦、溝口稚佳子、岡田裕之

以　上

（提供書面）

事　業　報　告

（2017年４月 １日から
2018年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、輸出や設備投資が堅調に推移するなか、企業収益及び雇用・所得環境が改善したことから、緩やかな景気回復が続きました。

海外におきましても、地政学リスクによる先行きの不透明さがありましたものの、中国において持ち直しの動きが見られ、また米国・欧州において個人消費の増加等があったことから、緩やかな景気回復が続きました。

当社グループの関連する自動車業界におきましては、日本国内の自動車販売は、完成車検査問題等の影響により、乗用車販売が減少したものの、新型の軽自動車販売が好調だったことから２年連続の前年比プラスとなりました。また、世界全体の自動車販売は、米国は前年比マイナスとなりましたものの、ＳＵＶ（Sports Utility Vehicle）や新エネルギー車の販売が好調だった中国をはじめ多くの国で増加いたしました。

このような市場環境のもと、当社グループは、車両情報システムソリューションプロバイダーとしての事業運営に向けて、事業ポートフォリオ変革の加速、グローバル市場でのビジネス拡大、事業構造改革の推進を戦略の柱として取り組んでまいりました。

当連結会計年度における業績の概要は次のとおりであります。

当社グループにおきましては、アジア・豪州でのＯＥＭ（相手先ブランドによる生産）製品の売上伸張が顕著でありましたものの、日本、米州におけるＯＥＭ製品の売上減少により、売上収益は1,830億56百万円と前期比6.0％の減収となりました。

損益面につきましては、固定費及び変動費の低減活動を継続的に推進いたしましたものの、売上減収、そして、年度を通じて実行した事業構造改革による関連費用25億21百万円の計上もあり、営業利益は47億92百万円と前期比57.8％の減益となりました。税引前当期利益は、45億15百万円と前期比58.9％の減益、親会社株主に帰属する当期利益は20億79百万円と前期比73.1％の減益となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

日本　売上収益　576億53百万円

売上収益　（単位：百万円）

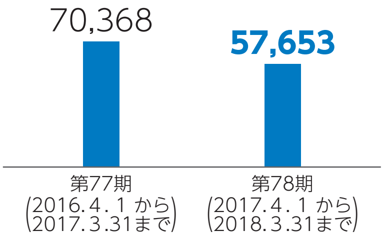

国内においては、完成車検査問題等の影響により、ＯＥＭ製品の売上が減少し、当セグメントの売上収益は576億53百万円と前期比18.1％の減収となりました。損益面につきましては、全社をあげた固定費及び原価の低減活動を推進いたしましたが、減収影響を補うことが出来ず、また、年度を通じて実行した事業構造改革による関連費用16億96百万円の計上により、前期比61億87百万円悪化し、５億96百万円の営業損失となりました。

米州　売上収益　805億80百万円

売上収益　（単位：百万円）

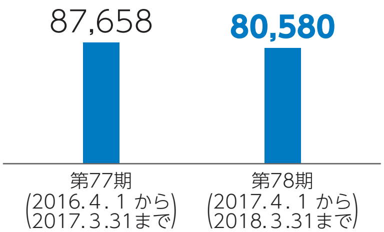

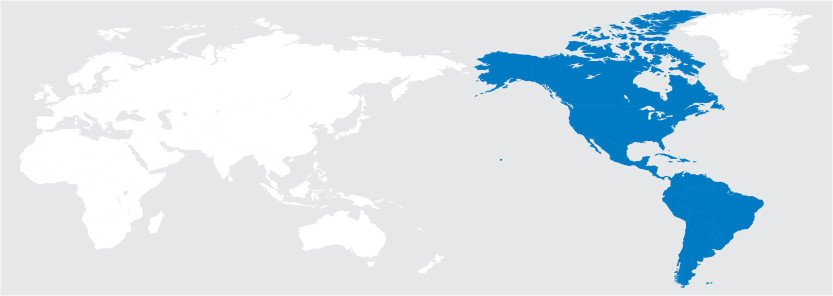

米国での自動車販売が前年を下回っている市場環境下において、特に当社製品の搭載率の高い乗用車販売が大きく減少したことから、当セグメントの売上収益は805億80百万円と前期比8.1％の減収となりました。損益面につきましては、拠点集約等の事業構造改革を実行し２億38百万円の費用を計上したものの、固定費低減、変動費改善等により、営業利益は23億81百万円と前期比0.04％の微減となりました。

欧州　売上収益　136億35百万円

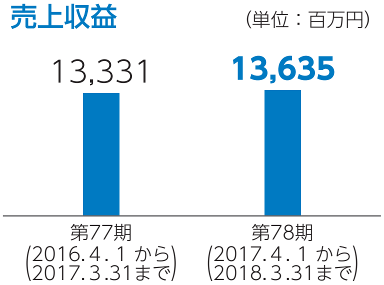

　欧州では、好調な自動車販売を背景にＯＥＭ製品の売上増加により、当セグメントの売上収益は136億35百万円と前期比2.3％の増収となりました。損益面につきましては、年度を通じて実行した事業構造改革による関連費用４億63百万円の計上により、前期比４億10百万円悪化し、１億90百万円の営業損失となりました。

アジア・豪州　売上収益　311億86百万円

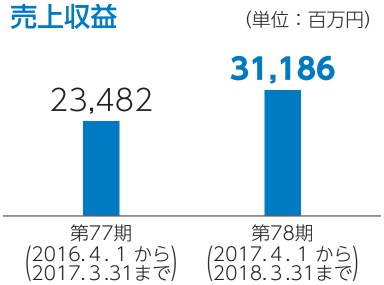

　中国での民族系カーメーカー向け事業の拡大、アジア諸国のＯＥＭ製品の売上回復もあり、当セグメントの売上収益は311億86百万円と前期比32.8％の増収となりました。損益面につきましては、年度を通じて実行した事業構造改革による関連費用１億23百万円の計上により、営業利益は29億47百万円と前期比7.7％の減益となりました。

（2）設備投資等の状況

当連結会計年度につきましては、生産設備及び金型等に総額34億78百万円の設備投資を実施いたしました。

（3）資金調達の状況

2017年９月にシンジケート方式によりタームローン90億円を組成いたしました。また、2018年２月にシンジケート方式により、マルチカレンシー・コミットメントライン総額100億円を組成いたしました。

（4）事業の譲渡、合併等企業再編行為等の状況

該当事項はありません。

（5）対処すべき課題

当社グループの関連する自動車業界におきましては、コネクテッド、自動運転、シェアリング、電動化等、いわゆるＣＡＳＥと総称されるイノベーションが、新たなモビリティ社会への変革として進行しております。また、欧米を中心とするメガサプライヤー、さらには異業種からの参入も含め、競争環境はグローバルに激化しております。

このような市場環境のもと、当社の健全かつ持続的な成長と企業価値の向上のため、中期経営計画に掲げた３つの戦略を推進しております。

※ＣＡＳＥ…Connected（コネクテッド）、Autonomous（自動運転）、Sharing（シェアリング）、Electrification（電動化）の頭文字を並べた総称

□事業ポートフォリオ変革の加速

当社では、モビリティ社会の変革やグローバル競争に勝ち残るために、セーフティアンドインフォメーションシステム事業やコネクテッドを軸としたソリューションビジネスに関する製品やサービスを収益の柱とする事業ポートフォリオ変革を加速してまいります。

□グローバル市場でのビジネス拡大

中国などのアジア新興国では、今後とも成長が期待されるカーナビゲーション、カーオーディオの開発移管による売上拡大をめざしてまいります。また、日本、米州及び欧州では、成長製品であるセーフティアンドインフォメーションシステム事業やソリューションビジネスの体制強化による事業拡大をはかってまいります。これらにより地域の特性を踏まえた付加価値を提供してまいります。

□事業構造改革の推進

経営資源の選択と集中を進めるとともに、成長事業、成長地域へのリソースシフト、効率的かつ合理的なサプライチェーン実現に向けた最適地生産、業務の合理化、効率化を推進してまいります。

当社を取り巻く経営環境が著しく変化するなか、当社は日立グループの一員として今後とも社会的責任を果たし、世の中に必要とされる価値ある企業として成長することをめざしてまいります。

<ご参考>

中期経営計画

クラリオンのめざす姿

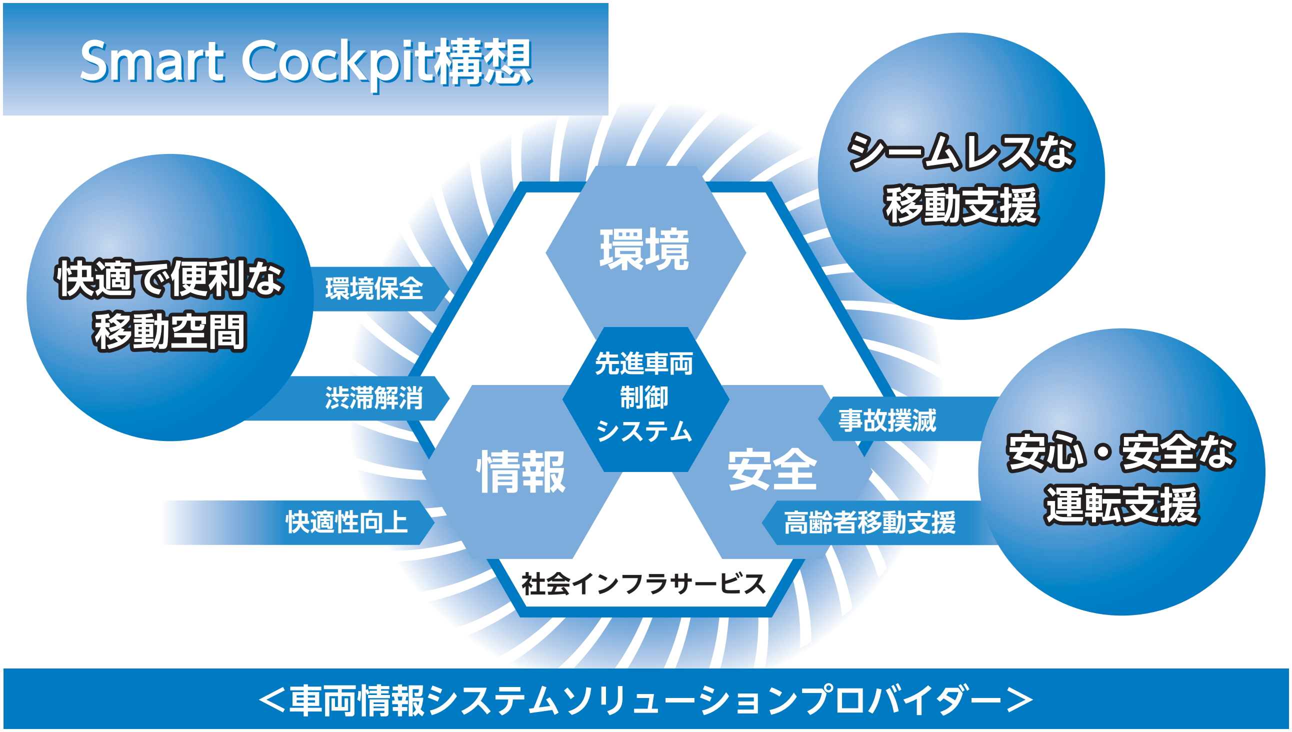

※Smart Cockpitはクラリオン株式会社の登録商標です。

当社グループの関連する自動車業界における技術のイノベーションは、通信インフラの拡張によるコネクテッド技術の進化により、ドライバーや自動車メーカーのみならず社会インフラや車両周辺サービス事業にまで拡大しております。

当社の掲げるSmart Cockpit構想とは、スマートモビリティ社会の実現に寄与するために、社会インフラサービスを構成する三つの柱である“安全・環境・情報”に対してコネクテッド技術を駆使し、様々なソリューションを提供するというものであります。

具体的には「シームレスな移動支援」や「快適で便利な移動空間」、「安心・安全な運転支援」を実現いたします。このため、当社は車両情報システムソリューションプロバイダーをめざすべき姿として標榜いたしております。

クラリオンの強みを活かした事業ポートフォリオ変革

**<車両情報システムソリューションプロバイダー>
としてスマートモビリティ社会へ貢献**

※Smart Accessはクラリオン株式会社の登録商標です。
※HMI：Human Machine Interface

車両情報システムソリューションプロバイダーとして、当社がこれまで培ってきた基盤技術を応用した製品、サービスをスマートモビリティ社会に提供してまいります。

昨今の当社の基盤技術としては、Full Digital Soundシステムを開発したサウンド技術、カーナビゲーションにて培ったユーザビリティとしてのＨＭＩ技術、Smart Access（自動車向けクラウド型ネットワーク基盤）を実現したコネクテッド技術、そして安心・安全な車社会の実現に向けたカメラやセンシング技術などがあります。

これらの技術を統合することで、快適な車内空間の提供、車とのスムーズでタイムリーなコミュニケーション、車両管理の事業者に向けた運行管理システムや、すでに量産化している自動駐車、急速に発展をとげる自動運転、さらには無人運転などのシステム製品の実現を可能にいたします。

（6）直前３事業年度の財産及び損益の状況

①　企業集団の財産及び損益の状況

区分		第75期 (2014.4.1から 2015.3.31まで)	第76期 (2015.4.1から 2016.3.31まで)	第77期 (2016.4.1から 2017.3.31まで)	**第78期** **(2017.4.1から** **2018.3.31まで)**
		日本基準	IFRS（国際財務報告基準）		
売　上　収　益	(百万円)	198,627	198,632	216,227	194,841	**183,056**
営　業　利　益	(百万円)	5,545	7,386	11,551	11,367	**4,792**
経　常　利　益	(百万円)	4,255	－	－	－	**－**
税引前当期利益	(百万円)	4,225	6,131	10,495	10,992	**4,515**
親会社株主に帰属する当期利益	(百万円)	2,304	4,875	7,743	7,727	**2,079**
基本的1株当たり親会社株主に帰属する当期利益	(円)	8.18	17.30	27.47	27.42	**7.38**
総　資　産	(百万円)	129,292	129,498	131,031	129,413	**126,755**
親会社株主持分	(百万円)	33,983	34,823	37,688	43,709	**44,921**
1株当たり親会社株主持分	(円)	120.56	123.54	133.72	155.08	**159.40**

(注) 1.　当社の連結計算書類は第76期よりIFRSに基づいて作成しております。
また、ご参考として、第75期のIFRSベースに組み替えた数値を記載しております。
2.　区分については、IFRSによる用語に基づいて表示しております。
3.　IFRSでの「営業利益」は、日本基準での「営業外収益」、「営業外費用」、「特別利益」及び「特別損失」に含めて表示していた項目が含まれます。但し、これらの項目のうち、受取利息、支払利息、為替差損益等は「金融収益」又は「金融費用」として区分され、IFRSの「営業利益」には含まれません。
4.　基本的１株当たり親会社株主に帰属する当期利益は、普通株主に帰属しない金額を除いて算出しております。なお、算定の基礎となる株式数は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除しております。
5.　１株当たり親会社株主持分は期末発行済株式総数に基づき、自己株式を控除した株式数により算出しております。

〈ご参考〉

売上収益

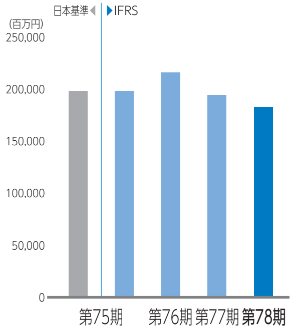

営業利益

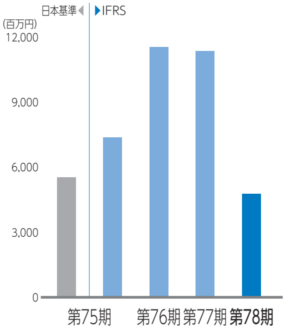

税引前当期利益

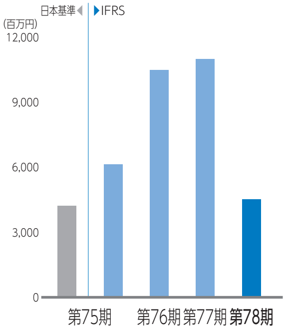

親会社株主に帰属する当期利益

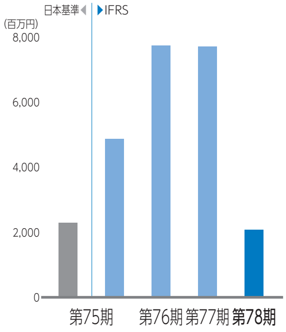

② 当社の財産及び損益の状況

区分		第75期 (2014.4.1から 2015.3.31まで)	第76期 (2015.4.1から 2016.3.31まで)	第77期 (2016.4.1から 2017.3.31まで)	**第78期** **(2017.4.1から 2018.3.31まで)**
		日本基準			
売上高	(百万円)	135,862	150,071	135,254	**115,634**
経常利益	(百万円)	2,196	3,932	4,866	**1,649**
当期純利益	(百万円)	2,389	3,246	4,085	**972**
１株当たり当期純利益	(円)	8.48	11.52	14.50	**3.45**
総資産	(百万円)	104,204	102,602	99,273	**94,210**
純資産	(百万円)	24,346	26,962	30,227	**29,650**
１株当たり純資産額	(円)	86.37	95.66	107.25	**105.21**

(注) 1. １株当たり当期純利益は、普通株主に帰属しない金額を除いて算出しております。なお、算定の基礎となる株式数は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除しております。
2. １株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき、自己株式を控除した株式数により算出しております。

〈ご参考〉

売上高

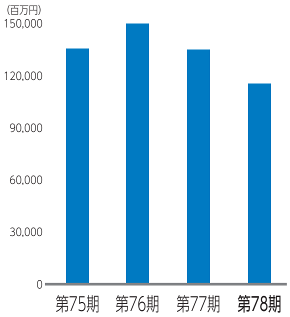

経常利益

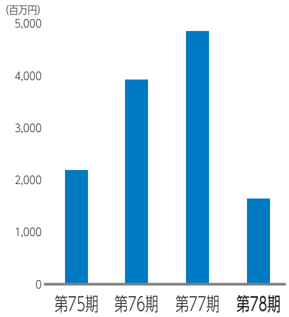

当期純利益

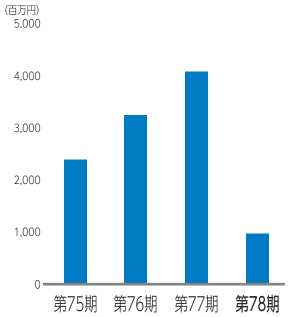

（7）重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社は、株式会社日立製作所で、同社は当社の株式179,815千株（議決権比率64.00％）を保有しております。

当社は、同社との間で、部品等の購入及び金銭消費貸借の取引を行っております。

② 親会社等との間の取引に関する事項

ア．当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

一般的な取引条件と同様の適切な条件による取引を基本とし、開発案件については、市場価格、原価率等を勘案して当社見積価格を提示して価格交渉のうえ、合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定しております。

イ．当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

事業運営に関しては、一定の協力関係を保つ必要があると認識しつつ、経営方針や事業計画は当社独自に作成しており、上場会社として独立性を確保し、経営及び事業活動に当たっております。

ウ．取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合のその意見

該当事項はありません。

③　重要な子会社の状況

会　　社　　名	所　在　地	資　本　金	議決権比率	主要な事業内容
		百万円	%	
クラリオンセールスアンドマーケティング㈱	埼　玉　県	300	100	自動車機器卸売業
		百万円		
クラリオンマニュファクチャリングアンドサービス㈱	福　島　県	50	100	自動車機器製造業
		千米ドル		
Clarion Corporation of America	アメリカ	73,825	100	自動車機器卸売業
		千墨ペソ		
Electronica Clarion, S. A. de C. V.	メキシコ	356,311	81.0(100)	自動車機器製造及び卸売業
		千ユーロ		
Clarion Europe S. A. S.	フランス	5,204	100	自動車機器卸売業
		千ユーロ		
Clarion Hungary Electronics Kft.	ハンガリー	13,789	100	自動車機器製造業
		千香港ドル		
Clarion（H. K.）Industries Co., Ltd.	中国（香港）	46,500	100	自動車機器製造及び卸売業
		千中国元		
Dongguan Clarion Orient Electronics Co., Ltd.	中　国	436,047	0（100)	自動車機器製造及び卸売業
		千泰バーツ		
Clarion Asia（Thailand）Co., Ltd.	タ　イ	693,800	100	自動車機器製造及び卸売業

(注）1．議決権比率欄の（　）内は間接保有を含めた所有割合であります。
　　　2．当事業年度末日において、特定完全子会社はありません。

（8）主要な事業内容（2018年３月31日現在）

部　　　　　　　門	主　　要　　製　　品
自　動　車　機　器　事　業	カーナビゲーション、カーオーディオ、セーフティアンドインフォメーションシステム、テレマティクスコントロールユニット、クラウド型ネットワークサービス
特　機　事　業	業務用運行管理システム、業務用カメラシステム
そ　の　他　の　事　業	電子部品（ＥＭＳ事業）

（9）主要な営業所及び拠点（2018年３月31日現在）

①	本社・技術センター	埼玉県さいたま市中央区新都心７番地２
②	東　北　事　業　所	福島県郡山市田村町金屋字下夕川原50番地
③	営　業　所	広島営業所（広島市西区）浜松営業所（浜松市中区） 名古屋営業所（名古屋市名東区）
④	営　業　拠　点	クラリオンセールスアンドマーケティング㈱（さいたま市中央区） Clarion Corporation of America（アメリカ　カリフォルニア） Clarion Europe S. A. S.（フランス　ウィスティン）
⑤	生　産　拠　点	クラリオンマニュファクチャリングアンドサービス㈱（福島県郡山市） Electronica Clarion, S. A. de C. V.（メキシコ　ケレタロ） Clarion Asia (Thailand) Co., Ltd.（タイ　ラヨン） Dongguan Clarion Orient Electronics Co., Ltd.（中国　東莞市） Clarion Hungary Electronics Kft.（ハンガリー　ナジカータ）

（10）従業員の状況（2018年３月31日現在）

①　企業集団の従業員の状況

従　業　員　数	前　期　末　比　増　減
7,648名	754名減

（注）従業員数は就業人員であります。

②　当社の従業員の状況

従　業　員　数	前期末比増減	平　均　年　齢	平均勤続年数
1,382名	74名減	46.4歳	16.6年

（注）従業員数は就業人員であります。

(11) 主要な借入先の状況（2018年３月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社日立製作所	14,600百万円
株式会社りそな銀行	3,708
株式会社みずほ銀行	2,742
株式会社三井住友銀行	2,505
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	1,568
三井住友信託銀行株式会社	901
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	885

（注）１．株式会社日立製作所からの借入金は、日立グループ・プーリング制度の利用によるものです。
２．借入金残高には、協調融資団によるものが含まれております。
協調融資団の内容
共同幹事　株式会社りそな銀行
株式会社みずほ銀行
株式会社三井住友銀行
参加行数　12行
融資残高　14,600百万円
３．当社は、協調融資枠設定契約（シンジケート方式によるコミットメントライン）を締結しております。
協調融資枠設定契約の内容
共同幹事　株式会社りそな銀行
株式会社みずほ銀行
株式会社三井住友銀行
参加行数　7行
契約金額　10,000百万円
融資残高　261百万円
４．株式会社三菱東京UFJ銀行は、2018年４月１日付で商号を株式会社三菱UFJ銀行に変更されております。

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．会社の現況に関する事項

（1）会社の株式に関する事項（2018年３月31日現在）

所有者別の株式保有率

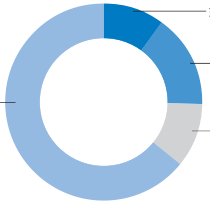

① 発行可能株式総数 450,000,000株
② 発行済株式の総数 282,744,185株
③ 株主数 11,583名
④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
株式会社日立製作所	179,815千株	63.80%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	9,516	3.38
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	5,936	2.11
クレディ・スイス・セキュリティーズ（ユーエスエー）エルエルシー エスピーシーエル. フォー イーエックスシーエル. ビーイーエヌ	5,044	1.79
ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー レギュラーアカウント	4,807	1.71
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB)	3,478	1.23
チェース マンハッタン バンク ジーティーエス クライアンツ アカウント エスクロウ	2,680	0.95
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口５）	2,009	0.71
BARCLAYS CAPITAL SECURITIES LIMITED A/C CAYMAN CLIENTS	1,860	0.66
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口１）	1,641	0.58

（注）１．上記のほか、自己株式919,860株を保有しております。
２．持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

（2）会社役員に関する事項

① 取締役及び執行役の状況

ア．取締役（2018年３月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役	川本英利	指名委員長
取締役	川端敦	報酬委員長
取締役	藤村一路	日立オートモティブシステムズ㈱取締役 専務執行役員ＣＦＯ、監査委員
取締役	溝口稚佳子	監査委員、報酬委員 たけ法律事務所代表弁護士
取締役	上條正仁	指名委員、監査委員 伯東㈱社外取締役
取締役	黒田重雄	指名委員、報酬委員
取締役	山ノ川孝二	指名委員、監査委員、報酬委員
取締役	岡田裕之	監査委員長

（注）1．取締役岡田裕之氏は、2017年６月23日開催の第77回定時株主総会において新たに選任され就任いたしました。

2．取締役泉龍彦氏及び笠井成志氏は、2017年６月23日開催の第77回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。

3．取締役溝口稚佳子氏、上條正仁氏、黒田重雄氏、山ノ川孝二氏及び岡田裕之氏は、社外取締役であります。
また、取締役溝口稚佳子氏、上條正仁氏、黒田重雄氏及び山ノ川孝二氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

4．監査委員である取締役藤村一路氏は㈱日立製作所の関係会社においてＣＦＯを務めており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

5．監査委員長である取締役岡田裕之氏は、㈱日立製作所の関係会社において最高財務責任者を務めた経歴があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

6．当社は、監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するために、取締役山ノ川孝二氏及び岡田裕之氏を常勤の監査委員として選定しております。

イ．執行役（2018年３月31日現在）

地　　　位	氏　　　名	担　　　当
代表執行役 執行役会長兼CEO	川本英利	
代表執行役 執行役社長兼COO	川端敦	
執行役常務	河元哲史	欧州地域統括
執行役常務	和田直士	中国地域統括
執行役常務	新保邦彦	経理財務本部長、日本地域統括
執行役常務	田中健弘	セーフティアンドインフォメーションシステム事業推進本部長、技術戦略本部担当本部長
執行役	國井伸恭	CTO、技術戦略本部長、技術開発本部管掌、スマートコックピット推進室担当本部長
執行役	平山公之	経営戦略本部長、スマートコックピット推進室本部長、CSR推進室管掌
執行役	山田隆	購買生産技術本部長
執行役	泉亮太郎	マーケティング&セールス本部長、米州地域統括

（注）執行役会長川本英利氏及び執行役社長川端敦氏は、取締役を兼務しております。

2018年４月１日をもって執行役の変更を行いました。新執行役体制は次のとおりであります。
（2018年４月１日付）

地　　　位	氏　　　名	担　　　当
代表執行役 執行役会長	川本英利	
代表執行役 執行役社長兼CEO	川端敦	

地位	氏名	担当
執行役常務	新保邦彦	経理財務本部長
執行役	國井伸恭	スマートコックピット戦略本部長
執行役	平山公之	経営戦略本部長、CSR推進室本部長
執行役	山田隆	購買生産技術本部長
執行役	泉亮太郎	営業本部長
執行役	對馬宏隆	スマートコックピット開発本部長

（注）1．執行役会長川本英利氏及び執行役社長川端敦氏は、取締役を兼務しております。
2．執行役對馬宏隆氏は、新任執行役であります。
3．執行役常務河元哲史氏、和田直士氏及び田中健弘氏は、2018年３月31日をもって任期満了により退任いたしました。

② 取締役及び執行役の報酬等の額の決定に関する方針

ア．報酬の決定方針

取締役及び執行役の報酬を決定するに当たっては、報酬の透明性と会社との利害一致による企業価値の最大化をはかることを目的とし、報酬委員会においてその方針と手続を定め、個人別の報酬額を決定しております。

イ．基本方針

他社の支給水準を勘案の上、求められる能力及び責任に見合った報酬水準を設定いたします。

ウ．取締役の報酬

取締役の報酬は、定額で支給される月俸で構成されております。月俸は、常勤・非常勤別、役職を反映して支払うものとします。なお、執行役を兼務する取締役には、取締役としての報酬は支給しません。

エ．執行役の報酬

執行役の報酬は、月俸及び業績連動報酬で構成されております。月俸は役位に応じた基準額に査定を反映して決定いたします。業績連動報酬は、業績及び担当業務における成果に応じて、一定の範囲内で決定いたします。

③　取締役及び執行役の報酬等の総額

区　　　　分	員　　　数	報 酬 等 の 額
取　　締　　役	8名	156百万円
（内　社外取締役）	5	67
執　　行　　役	10	227
合　　　　計	18	383
（内　社外役員）	5	67

（注）１．当社は使用人兼務執行役制度を採用していないため、使用人分給与はありません。
２．当事業年度末日現在における員数は、取締役８名、執行役10名となります。取締役を兼務する執行役の報酬等の額については、執行役の欄に記載しております。
３．取締役の報酬等の額には、2017年６月23日開催の第77回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役２名の在任中の報酬等の額が含まれております。
４．執行役の報酬等の額には、執行役10名に対する当事業年度中の業績連動報酬引当金の繰入額45百万円を含んでおります。
５．当社は、2008年６月25日開催の第68回定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後、引き続き在任する取締役および監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議しております。
これに基づき、当事業年度中に退任した取締役１名に対し、81百万円の退職慰労金を支給しております。

④　責任限定契約の内容の概要
　当社と各非業務執行取締役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の規定する額としております。

（3）社外役員に関する事項

①　他の法人等の業務執行者等との重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
　溝口稚佳子氏は、たけ法律事務所の代表弁護士であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

②　他の法人等の社外役員等との重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
　上條正仁氏は、伯東株式会社の社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

③　会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者又は業務執行者でない役員との親族関係
　該当事項はありません。

④　当事業年度における主な活動状況

氏　　名	主　　な　　活　　動　　状　　況
溝　口　稚佳子	当事業年度内において開催された15回全ての取締役会及び16回全ての監査委員会に出席し、長年にわたる裁判官及び弁護士としての専門的な知見と豊富な経験から、公正不偏で客観的な立場から経営監督機能を果たすために発言を行いました。
上　條　正　仁	当事業年度内において開催された15回全ての取締役会及び16回全ての監査委員会に出席し、金融機関の経営者としての豊富な経験と知見に基づき、当社の経営全般にわたり発言を行いました。
黒　田　重　雄	当事業年度内において開催された15回全ての取締役会に出席し、企業経営に関する高い見識及び技術開発分野・海外経営分野における豊富な知見に基づき、当社の経営全般にわたり発言を行いました。
山ノ川　孝　二	当事業年度内において開催された15回全ての取締役会及び16回全ての監査委員会に出席し、㈱日立製作所及び関係会社の業務執行者としての豊富な経験に基づきコンプライアンス、内部統制について実効性の高い監査実現のために発言を行いました。
岡　田　裕　之	2017年６月23日開催の第77回定時株主総会において選任され、就任した後に開催された12回中11回の取締役会及び12回全ての監査委員会に出席し、㈱日立製作所及び関係会社の業務執行者としての豊富な経験に基づき財務、会計について実効性の高い監査実現のために発言を行いました。

（4）会計監査人の状況

①　会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

②　当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	57百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	57百万円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．当社の連結子会社のうち、海外子会社につきましては、新日本有限責任監査法人以外の公認会計士又は監査法人による計算関係書類の監査を受けております。

③　非監査業務の内容
　該当事項はありません。

④　監査委員会が会計監査人の報酬等の額について同意した理由
　監査委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人から説明を受けた当事業年度の会計監査計画の監査時間などの内容、前年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積りの算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

⑤　会計監査人の解任又は不再任の決定の方針
　監査委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。
　また、監査委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査委員全員の同意に基づき監査委員会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査委員会が選定した監査委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

⑥　責任限定契約の内容の概要
　該当事項はありません。

（5）業務の適正を確保するための体制

　株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備について、取締役会において下記のとおり内部統制システム基本方針を定めております。

①　監査委員会がその職務を補助すべき取締役及び使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
・監査委員会室を設置し、監査委員会の職務を補助するために必要な要員を配置します。

②　前号の取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項
・監査委員会室の要員の人事異動・人事評価・懲戒処分には、監査委員会の同意を得ます。

③　監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
・監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人は、経営より組織上独立した部門に所属し、監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人としてその指示に従うよう明確化されています。

④　次に掲げる体制その他の当社の監査委員会への報告に関する体制
1）当社の取締役（監査委員である取締役を除く）及び執行役並びに使用人が監査委員会に報告するための体制
・取締役（監査委員である取締役を除く）、執行役及び理事並びに使用人は、次の事項に該当する場合は速やかに監査委員会に報告します。
1．業務執行に関する事項の報告を求められた場合。
2．法令や定款違反もしくは不正行為等の事実又は著しい損害を及ぼすおそれのある事実がある場合。
3．その他監査委員会がその業務遂行上報告を受ける必要があると判断した場合。
・内部監査部門が実施した内部監査結果やリスク管理委員会・コンプライアンス委員会等の活動状況について監査委員会に報告します。
・社内通報規程に基づく相談・通報制度により、経営幹部等の不正が通報された場合は、速やかに監査委員会に報告します。
・執行役及び理事等は、経営会議等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況の報告を行います。
2）子会社の取締役、監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査委員会に報告するための体制
・当社及び子会社のグループ監査役連絡会を定期的に開催し、子会社の状況について報告を行います。
・子会社より相談・通報制度に基づく情報提供があった場合は、コンプライアンス統括部門は監査委員会へ報告します。

⑤　監査委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
・監査委員会へ報告を行った当社及び子会社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の役職員に周知徹底します。

⑥　監査委員の職務の執行（監査委員会の職務の執行に関するものに限る）について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
・監査委員がその職務の執行（監査委員会の職務の執行に関するものに限る）に関し、費用の前払い等の請求を行ったときは明らかに必要でないと認められる場合を除き、当該費用又は債務を速やかに処理します。

⑦　その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・監査委員会は、必要に応じて経営会議等の重要な会議に監査委員を出席させ、取締役、執行役及び理事等と定期的面談を行います。

・監査委員会は、代表執行役と意思疎通をはかるため会社運営等に関する定期的な意見交換を開催します。

・決裁手続規程に基づき申請される決裁申請書や稟議書を監査委員会に回付します。

⑧　執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・コンプライアンスの推進活動に係る基本的事項であるコンプライアンス基本規程と取締役、執行役や理事をはじめ全従業員の規範や基準であるクラリオングループ行動規範を制定して、コンプライアンスの徹底をはかります。

・コンプライアンス担当部署及び担当本部長を置くとともに、社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、各部署にコンプライアンス委員と推進リーダーを配置して企業活動に関連する法令を洗い出し、リスク評価表を作成して予防措置、対処方法、是正手段を検討します。

・取締役、執行役や理事に対する定期的な社内研修を実施するとともに、コンプライアンス活動の概要を定期的に取締役会に報告します。

・開示規程を制定するとともに、開示委員会を設置して、会社情報を把握・管理し、公正かつ適時適切な開示を実行します。

・輸出入管理規程及び安全保障輸出管理規程を制定するとともに、貿易管理委員会を設置して、輸出入関連法令を遵守し、輸出入管理を適切に実施します。

・反社会的取引防止規程を制定し、防止に必要な社内体制や手続について定め、社会規範を尊重して良識ある企業活動を心がけます。

・贈収賄防止規程を制定し、国内外の贈収賄防止に必要な管理体制や手続について定め、法令遵守に根ざした企業活動を行います。

⑨　執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・株主総会議事録、取締役会議事録、指名委員会等議事録、経営会議議事録、決裁申請書、稟議書その他職務の執行に係る文書等の情報は、情報セキュリティマネジメント規程及び情報及び情報機器の取扱い規程に従い保存及び管理を行うとともに、機密文書は、同規程に従って適切な利用並びに管理を行います。

・情報セキュリティマネジメント規程を制定して、情報システムに関する電子情報全般の管理体制の確立を行うとともに、個人情報保護規程を制定して、個人情報保護方針の周知と個人情報の管理を徹底します。

⑩　当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
・リスク管理規程を制定するとともに、社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、子会社を含むビジネス活動において直面するリスクの特定、評価、対応を含めた管理活動であるリスクマネジメントシステムを構築し、活動の概要は、定期的に取締役会に報告します。
・業務遂行上のリスクについては、担当部署におけるリスク管理プログラムに基づく計画を実行するとともに、定期的な研修を実施します。
・災害等に起因する緊急事態の対応については、危機管理規程に従い危機管理委員会を設置して、各部署に委員を配置します。
・情報セキュリティマネジメント規程を制定するとともに、情報セキュリティ委員会を設置して、情報セキュリティの全社的管理・統括を実行します。
・品質管理規程を制定するとともに、品質会議を設置して、品質管理体制を構築します。
・環境方針を制定するとともに、環境委員会を設置して、子会社を含むクラリオングループ一体となった環境推進体制を整備するとともに、環境保全活動を推進します。

⑪　当社の執行役及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
・執行役及び理事等で構成する経営会議を設置し、子会社を含む業務の全般的執行方針及び重要な業務の実施等に関し多面的な検討を経て適切に決定するため、協議や報告を行います。
・業務の効率的運営や責任体制の確立をはかるため、組織規程を制定し業務分掌や職務権限基準を策定するとともに、取締役会規程（取締役会付議基準）や決裁手続規程及び関係会社承認基準を定めます。
・理事制度を導入し、代表執行役のもと理事は業務執行を迅速に遂行します。
・品質管理規程の方針管理手順に基づき、中期経営計画、中期及び年次本部長方針と部長方針を策定し、定めた方法により経営計画の進捗状況の確認や改善処置を行い、経営目標の達成度向上をはかります。
・クラリオングループの最高経営責任者として経営方針・経営戦略を策定するCEO（Chief Executive Officer）とクラリオングループの最高執行責任者として方針・戦略に基づき事業計画を実行するCOO（Chief Operating Officer）を定めて効率的な業務執行をはかります。

⑫　当社及び子会社の使用人等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
・コンプライアンス基本規程と全従業員の規範や基準であるクラリオングループ行動規範を制定して、全従業員がルールを遵守し誠実かつ公正な業務を遂行するようコンプライアンスの徹底をはかります。
・当社及び子会社にはコンプライアンス担当部署及び担当本部長又は責任者を置くとともに、社長を委員長とするコンプライアンス委員会又は責任者を設置し、法令遵守が周知徹底されるよう各部署にコンプライアンス委員と推進リーダーを配置するとともに、定期的な社内研修を実施します。

・子会社を含む各部署は、企業活動に関連する法令を洗い出し、リスク評価表を作成して予防措置、対処方法、是正手段を検討します。
・業務執行部門から独立した内部監査部門が、子会社を含む各部署の業務プロセス等について定期的な監査を実施し、業務活動の有効性、効率性、適法性、社内規程の遵守等に関する検証を行い、監査結果や改善の要否を社長へ報告するとともに、改善指摘事項を各部署に通知し、各部署は是正を行います。
・子会社を含む従業員等が、法令遵守上疑義のある行為等について直接情報提供が行えるように社内通報規程に基づき相談・通報制度を制定します。
・コンプライアンス担当部署、内部監査部門は、平素より監査委員会と連携し、子会社を含む全社のコンプライアンス体制及びコンプライアンス上の問題の有無を調査、検討します。

⑬　当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団（以下、「当社グループ」という）における業務の適正を確保するための体制

1）子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に対する体制
・子会社に対する統一的な管理事項について定めた関係会社管理規程を制定し、主管部門への報告事項を定めます。
・子会社の経営状況、財務状況その他重要な情報について、経営会議において報告するとともに、必要に応じて関係会社会議を開催します。

2）その他の当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
・関係会社役員出向規程に基づき、子会社に取締役又は監査役として派遣し、業務及び会計の状況を定常的に監督します。
・親会社の企業行動基準等に準じて、日立グループ共通の価値観の醸成と社会的責任についての理解に努めます。
・親会社を含むグループ会社との取引については、基本契約や社内規程に基づき市場価格によって適正に行います。

⑭　財務報告の信頼性を確保するための体制
・日立グループ並びに当社及びクラリオングループとしての財務報告に係る内部統制システムの整備運用をはかるとともに、日立グループ監査の受入れ並びに当社及び子会社監査の実施等により、財務報告の信頼性及び業務の適正を確保する体制の充実をはかります。

（6）業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記（5）の方針に基づき、当事業年度において下記のとおり運用しております。

① 内部統制システム全般

当社及び子会社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社内部監査部門及びインターナル・コントロール委員会（当事業年度は４回開催）がモニタリングし、改善を進めております。

② コンプライアンスに関する体制

コンプライアンス基本規程は2007年３月１日に、クラリオングループ行動規範は2011年３月８日に制定されております。社長を委員長とするコンプライアンス委員会が各部門及び子会社に委員とリーダーを配置し、当事業年度において委員会を２回開催いたしました。また、管理職ＣＳＲ研修会を年１回開催しており、研修実績状況を含むコンプライアンス活動については、年２回取締役会に報告しております。開示規程、安全保障輸出管理規程、反社会的取引防止規程、贈収賄防止規程を制定するとともに、委員会等の体制を整備して適切な管理が行われております。

また、子会社を含む従業員等が、違反行為等について直接情報提供を行うことができるよう社内通報規程を定め、相談・通報窓口を設置しております。

③ 当社及び子会社におけるリスク管理体制

リスク管理規程を制定するとともに、社長を委員長とするリスク管理委員会がリスクマネジメントシステムを構築しております。当事業年度においてリスク管理委員会を２回開催し、その活動状況を都度、取締役会に報告しております。また、担当部署はリスク管理プログラムに基づく計画を立て、定期的な研修を実施しております。また、環境委員会を年３回、危機管理委員会を年３回、品質会議を年12回開催しております。

内部監査部門は、子会社を含む各部署に定期的な監査を実施し、その結果や改善の要否を社長へ報告するとともに、指摘事項を通知し、是正を行っております。

執行役の職務の執行にかかる文書等の情報は、情報セキュリティマネジメント規程及び情報及び情報機器の取扱い規程に従い適切に利用並びに管理されております。

④ 執行役の職務執行に関する体制

当事業年度は、執行役及び理事等で構成する経営会議を28回開催し、子会社を含む業務の実施等に関し協議や報告を行いました。さらに、組織規程を制定し、業務分掌や職務権限基準を定め、組織の効率的運営と責任体制を構築しております。

なお、中期経営計画及び年次本部長方針と部長方針を策定し、経営目標の達成をフォローしております。

⑤　監査委員会の職務執行に関する体制

監査委員会は、必要に応じて経営会議等の重要な会議に監査委員を出席させるとともに、代表執行役と意思疎通をはかるため、会社運営等に関する定期的な意見交換会を５回開催いたしました。また、取締役、執行役及び理事等とも定期的に面談を行いました。

内部監査部門は、内部監査結果やリスク管理委員会、コンプライアンス委員会等の活動状況について監査委員会に毎月２回報告をしております。

子会社を含む取締役、執行役及び理事並びに使用人は、定期的あるいは要請に基づき監査委員会に報告をしており、監査委員会へ報告を行った役職員に対して当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の役職員に周知徹底しております。

なお、監査委員会の職務を補助するため、執行部門から独立した監査委員会室を設置し、職務を補助すべき独立性を確保した使用人を２名置いており、職務上必要となる費用につきましては、速やかに処理しております。

（７）剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、経営基盤の強化と市場競争力の維持・強化をはかるために必要な内部留保を確保しながら、安定的かつ継続的な利益配分を実行することを基本方針として、連結業績や財務状況等を総合的に勘案して決定することとしております。

内部留保資金につきましては、今後の事業ポートフォリオ変革のための新技術・新製品開発への積極的な投資や財務体質の健全性の維持・強化のために有効に活用して企業価値の向上に努めます。

（注）本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

<ご参考>

コーポレートガバナンスの模式図

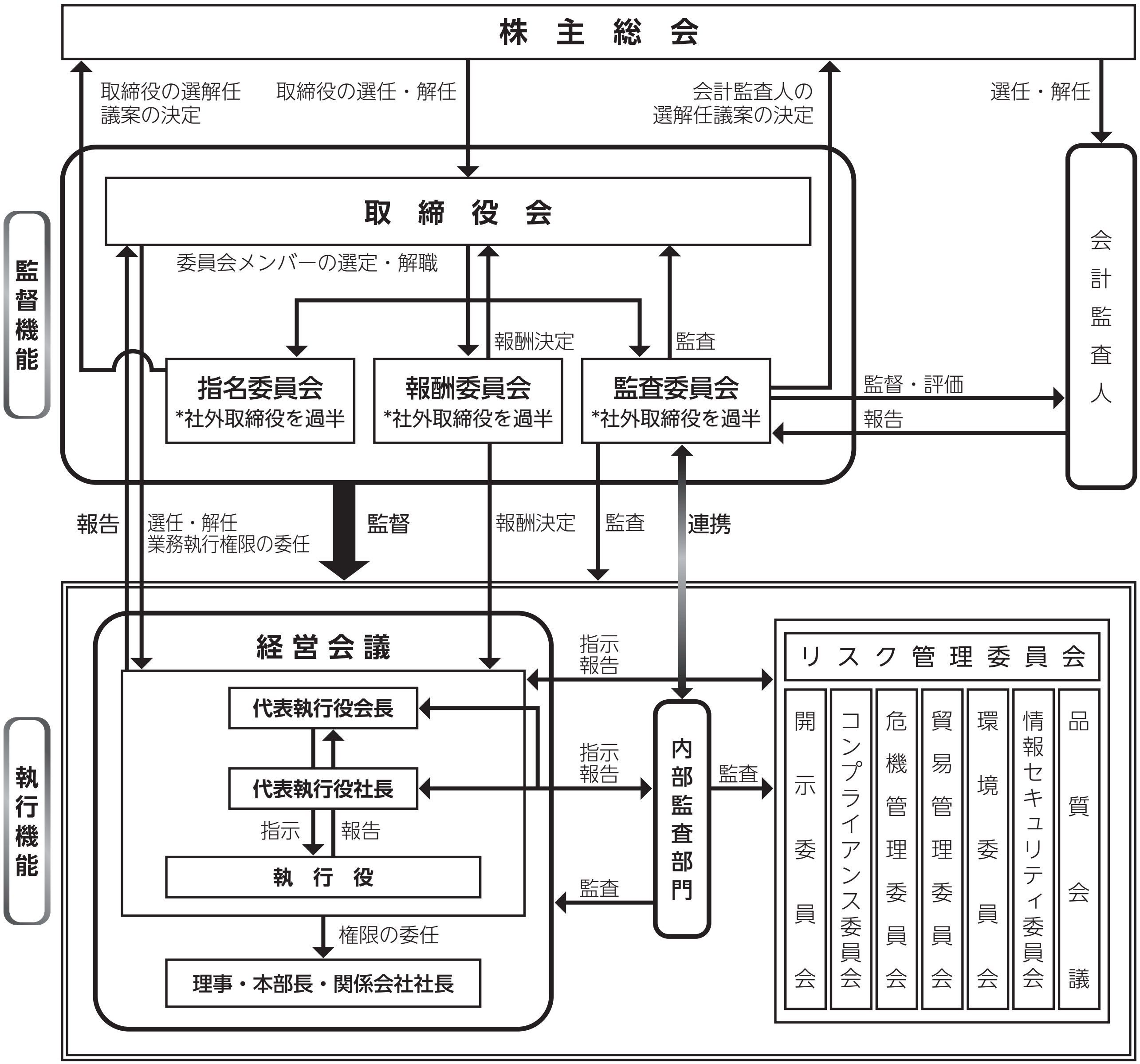

連結計算書類

連結財政状態計算書（2018年3月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額
資産の部	
流動資産	**76,781**
現金及び現金同等物	20,376
売上債権	32,030
未収入金	1,424
棚卸資産	19,559
その他の金融資産	1,149
その他の流動資産	2,239
非流動資産	**49,973**
有形固定資産	23,774
無形資産	20,251
持分法で会計処理されている投資	1,313
有価証券及びその他の金融資産	789
繰延税金資産	2,414
その他の非流動資産	1,430
資産の部合計	**126,755**

科目	金額
負債の部	
流動負債	**47,779**
短期借入金	261
償還期長期債務	6,257
買入債務	22,324
未払金	6,211
その他の金融負債	135
未払費用	7,958
未払法人所得税	1,633
引当金	2,563
その他の流動負債	434
非流動負債	**33,871**
長期債務	23,946
その他の金融負債	1,291
退職給付に係る負債	8,035
引当金	411
その他の非流動負債	186
負債の部合計	**81,650**
資本の部	
親会社株主持分	**44,921**
資本金	20,346
利益剰余金	23,102
その他の包括利益累計額	1,635
自己株式	△ 162
非支配持分	**182**
資本の部合計	**45,104**
負債・資本の部合計	**126,755**

連結損益計算書（2017年4月1日から2018年3月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額
売上収益	**183,056**
売上原価	**151,443**
売上総利益	**31,613**
販売費及び一般管理費	24,259
その他の収益	512
その他の費用	3,073
営業利益	**4,792**
金融収益	188
金融費用	497
持分法による投資利益	32
税引前当期利益	**4,515**
法人所得税費用	2,420
当期利益	**2,095**
当期利益の帰属	
親会社株主持分	**2,079**
非支配持分	**15**

計算書類

貸借対照表（2018年3月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額
資産の部	
流動資産	**38,159**
現金及び預金	979
受取手形	653
売掛金	13,335
商品及び製品	2,890
原材料及び貯蔵品	2,066
前払費用	202
繰延税金資産	1,006
短期貸付金	13,787
未収入金	1,841
その他	1,394
固定資産	**56,050**
有形固定資産	**13,520**
建物	4,019
構築物	324
機械及び装置	356
車両運搬具	113
工具、器具及び備品	545
土地	7,473
リース資産	684
建設仮勘定	2
無形固定資産	**12,278**
ソフトウエア	11,365
その他	913
投資その他の資産	**30,251**
投資有価証券	233
関係会社株式	28,342
長期前払費用	908
長期貸付金	10
繰延税金資産	187
その他	568
資産の部合計	**94,210**

科目	金額
負債の部	
流動負債	**34,950**
支払手形	45
電子記録債務	4,086
買掛金	11,109
短期借入金	4,066
一年以内返済予定の長期借入金	5,700
リース債務	524
未払金	4,356
未払費用	3,430
未払法人税等	108
預り金	75
賞与引当金	1,101
製品保証引当金	288
その他	57
固定負債	**29,609**
長期借入金	23,650
リース債務	247
長期未払金	1,124
再評価に係る繰延税金負債	334
退職給付引当金	4,159
役員退職慰労引当金	23
資産除去債務	37
その他	32
負債の部合計	**64,559**
純資産の部	
株主資本	**28,858**
資本金	**20,346**
利益剰余金	**8,674**
利益準備金	225
その他利益剰余金	8,448
繰越利益剰余金	8,448
自己株式	**△ 162**
評価・換算差額等	**792**
その他有価証券評価差額金	**28**
繰延ヘッジ損益	**△ 0**
土地再評価差額金	**764**
純資産の部合計	**29,650**
負債及び純資産の部合計	**94,210**

損益計算書（2017年4月1日から2018年3月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**115,634**
売上原価		**104,768**
売上総利益		**10,866**
販売費及び一般管理費		10,194
営業利益		**671**
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,246	
賃貸料	199	
その他	179	1,625
営業外費用		
支払利息	166	
支払割引料	54	
為替差損	191	
その他	234	647
経常利益		**1,649**
特別利益		
固定資産売却益	18	
投資有価証券売却益	868	
投資損失引当金戻入額	420	1,306
特別損失		
減損損失	490	
固定資産除却損	15	
関係会社株式評価損	298	
特別退職金	857	
その他	65	1,726
税引前当期純利益		**1,230**
法人税、住民税及び事業税	450	
法人税等調整額	△193	257
当期純利益		**972**

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2018年５月７日

クラリオン株式会社
　執行役社長兼CEO　川端　敦　殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　**大内田　敬** ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　**島藤　章太郎** ㊞

　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、クラリオン株式会社の2017年４月１日から2018年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
　経営者の責任は、連結計算書類を国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第１項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、会社計算規則第120条第１項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、クラリオン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2018年５月７日

クラリオン株式会社
　執行役社長兼CEO　川端　敦　殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	**大内田　　敬** ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	**島　藤　章太郎** ㊞

　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、クラリオン株式会社の2017年４月１日から2018年３月31日までの第78期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査委員会は、2017年４月１日から2018年３月31日までの第78期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第１項第１号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び執行役並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第５号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2018年５月８日

クラリオン株式会社　監査委員会

監査委員　藤　村　一　路　㊞
監査委員　溝　口　稚佳子　㊞
監査委員　上　條　正　仁　㊞
監査委員（常勤）山ノ川　孝　二　㊞
監査委員（常勤）岡　田　裕　之　㊞

（注）監査委員溝口稚佳子、上條正仁、山ノ川孝二及び岡田裕之は、会社法第２条第15号及び第400条第３項に規定する社外取締役であります。

以　上

（メモ欄）

<ご参考>

Topics

駐車周辺環境の記憶による高度な自動駐車技術「Park by Memory」を開発

近年、駐車時の操作ミスによる自動車事故が社会的な問題になっており、自動駐車技術の早期普及に対する期待が高まっております。こうした期待に応える技術として、当社は、利用頻度の高い自宅や職場などの駐車場への自動駐車を実現する「Park by Memory」を日立オートモティブシステムズ株式会社と共同で開発いたしました。

本技術は、当社の外界認識技術と日立オートモティブシステムズ株式会社のステアリング、ブレーキなどの作動装置及び車両統合制御技術を連携させて実現しています。

このシステムのポイントは、車両の前後左右に装着した当社独自のカメラシステム「SurroundEye」*による俯瞰映像とソナー信号による周囲構造物の検知情報、さらにGPSによる位置情報を統合して駐車周辺環境と駐車パターンを記憶することです。このシステムにより、「Park by Memory」搭載車両は、記憶した駐車場に近づくと、自動駐車が可能であることをドライバーに通知し、ドライバーは車内やスマートフォンアプリのボタンを押す簡易な操作をするだけで自動的に駐車することができます。

当社は、今後も自動車メーカーが加速させている自動運転車両や自動駐車技術の開発を支え、早期の実用化に貢献していきます。

低速自動走行中のスマートフォン画面表示

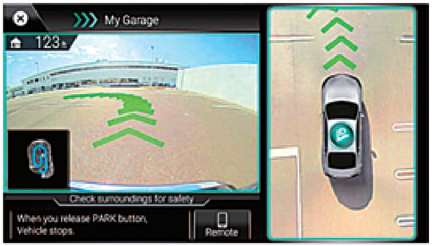

低速自動走行中の車載機画面

* SurroundEyeはクラリオン株式会社の登録商標です。　※ 画面については開発中の参考画面です。

定時株主総会
会場ご案内図

■会 場

東京都文京区後楽一丁目３番61号
東京ドームホテル 地下1階「オーロラ」
電話番号 03-5805-2111(代表)

■交通のご案内

JR中央線・総武線	「水道橋駅 東口」	徒歩約2分
都営地下鉄三田線	「水道橋駅 A2出口」	徒歩約1分
都営地下鉄大江戸線	「春日駅 6番出口」	徒歩約6分
東京メトロ丸ノ内線	「後楽園駅 2番出口」	徒歩約5分
東京メトロ南北線	「後楽園駅 2番出口」	徒歩約5分

ミックス
責任ある木質資源を使用した紙
FSC
www.fsc.org
FSC® C013080
VEGETABLE OIL INK

クラリオン株式会社

〒330-0081 埼玉県さいたま市中央区新都心7番地2
http://www.clarion.com